

## 書類の説明

### 《内容説明》

- ・麻薬小売業者間譲渡許可書を返納する場合

### 《提出書類》

- ・麻薬小売業者間譲渡許可書返納届
- ・麻薬小売業者間譲渡許可書（原本）

※返信に必要な額の切手を貼付した返信用封筒

### 《提出部数》

- ・返納届の正本（1部）

### 《留意事項》

1. 許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに薬務行政室に返還してください。
  - (1) 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき（1を除く業者が全て麻薬小売業者免許を失った場合を含む。）
  - (2) 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
  - (3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合においては、発見した許可書を返納することとする）。
2. 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届  
許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届を提出してください。なお、許可業者が3を超えるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載してください。なお、許可業者が2つの場合であっても、1つの許可業者が返納届を使用する場合には、別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えありません。
3. その他
  - ①返納届及び別紙（別紙様式5）に記載する業者数については、記載できる最大数を記載する必要はなく、一葉に1の業者のみの記載でも差し支えありません。
  - ② ①の場合、空欄となる記載事項欄には、斜線をひいてください。
  - ③ 各業者が記載した返納届及び別紙については、麻薬小売業者間譲渡許可を提出する業者のうち、代表者を置いた場合は代表者又は任意の業者がとりまとめ、代表して薬務行政室に提出してください。
4. 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者の内の1つの麻薬小売業者免許が失効した場合は、免許の失効に伴う麻薬小売業者間譲渡許可変更届を薬務行政室に提出してください。ただし、2つの麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場

合など、麻薬小売業者免許の失効等に伴い、許可業者が1業者のみとなる場合は、施行規則第9条の2第11項第1号に該当するものとして、長崎県知事に対し麻薬小売業者間譲渡許可の返納届を共同して速やかに提出してください。

5. 有効期間の満了により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は、長崎県知事に返納する必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可が有効期間の満了によって失効した場合、当該許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書については、当該許可を受けた者が、許可を受けた日から5年間保存してください。

(別紙様式7)

### 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
年 月 日			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
長崎県知事		様	

(注意)

- 1 用紙の大きさはA4とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙様式5に記載すること。

(別紙様式5)

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

(注意)

1 用紙の大きさは、A4 とすること。